



●修了試験

講習終了後ただちに修了試験を行います。修了試験は学科試験（1時間）と実技試験があります。

●技能講習修了証の発行

この技能講習の所定科目を受講し、かつ修了試験（学科及び実技）に合格した者に対し修了証を交付します。

●その他

(1) 定員は10名となっております。

申込み締切日以前であっても、定員に達し次第受付を打ち切ります。

**また、受講申込みが5名未満の場合は中止となります。ご了承下さい。**

(2) 申込締切日以降は、講習が中止になった場合を除き、受講取消しなどいかなる理由があっても受講料、テキスト代は返金いたしませんのでご了承下さい。

(3) **講習初日は、8時50分までにお越しください。**

(4) 講習当日は、必ず筆記用具を持参してください。

(5) 実技講習時には、必ず作業服、ヘルメット、安全靴、作業用手袋等を装着してください。

(6) 昼食は、各自弁当を持参されるか、外の食堂施設を利用してください。

(7) 万が一、修了試験が不合格となった場合には、以下の2つの方法を選ぶことができます。

区 分	内 容	料 金
①補講+再試験	補講と再試験を次回の講習実施時に受けていただきます。	4,050円
②再試験のみ受験	訓練センターが指定する日に再試験を受けていただきます。	1,026円

※人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース-経費助成・賃金助成)について

訓練センターが実施する技能講習を従業員に受講させる場合、北海道労働局の人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース-経費助成・賃金助成)を活用し、事業主が賃金や受講料に対する助成を受けることができます。

○人材開発支援助成金 建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成)の助成額

・経費助成 受講料+テキスト代の90%~45%\*

・賃金助成 1日あたり、9,600円~6,650円\*

※雇用保険被保険者数や生産性要件等によって異なります。詳しくは北海道労働局ホームページをご覧ください。

【利用できる事業主】

- ・雇用保険料率が1,000分の12の中小建設事業主であること。
- ・受講料を事業主が負担していること。
- ・雇用保険適用事業主であること。
- ・受講者が雇用保険の被保険者であること。
- ・講習期間中も出勤扱いで、通常賃金以上が支払われること。
- ・受講時間が企業の所定労働時間外に及ぶ場合は、割増賃金を支払うこと。
- ・受講者が全カリキュラムの7割以上を受講していること。

※この助成金を申請する為に、講習開始日以前に当職業訓練センターと助成金申請者(事業主)との間で委託契約を結ぶ必要があります。

講習終了後に委託契約を結ぶことは出来ませんのでご注意ください。

また、講習を開始する日の**3ヶ月前から1週間前までに北海道労働局に計画届の提出が必要**となります。

申請に必要な書類は訓練センターから提供いたしますが、申請は各事業所で行っていただきます。

一般社団法人 苫小牧地域職業訓練センター運営協会

苫小牧市新開町4丁目6番12号

電 話 0144-55-6622

F A X 0144-51-2225